

○山武市森林づくり審議会設置条例

令和 2 年 3 月 13 日 条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市の森林づくりに関する事項を審議するため、山武市森林づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項に関して審議し、市長に意見を具申することができる。

- (1) 森林整備に関すること。
- (2) 森林保全に関すること。
- (3) 木材利活用に関すること。
- (4) その他森林づくりに関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会を代表する者
- (2) 市内森林所有者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日条例第33号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○山武市森林づくり審議会運営要綱

令和3年10月1日告示第154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市森林づくり審議会設置条例(令和2年山武市条例第3号)第8条の規定に基づき山武市森林づくり審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第2条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過要領及び発言者の発言趣旨
- (4) その他必要事項

2 議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。

3 議事録署名人は、会議に出席した委員のうちから議長が2名を指名するものとする。

(議事録の公開)

第3条 議事録及び議事資料は、原則として公開する。

2 前項に規定する公開の方法は、産業振興部農政課における閲覧により行うものとする。

3 議事録及び議事資料の要旨等については、市ホームページ及び広報紙の活用等により情報提供に努めるものとする。

(関係者からの意見の開陳)

第4条 会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めるものとする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に、審議会の長(以下「会長」という。)が指名する委員をもって部会の長(以

下「部会長」という。)を置く。

- 3 部会は、部会長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 4 部会は、審議会が定める事項を検討する。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めるときは、関係者を部会に出席させ意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。